

控訴人久保遼意見陳述メモ

こんにちは、久保はるかと申します。2003 年生まれの 22 歳で、京都に住んでいます。今は働きながら、教員になるために大学に通っています。

私は、昔から生き物や自然が好きだったことから、原子力発電や気候変動などの環境問題に関心を持っていました。将来世代がより大きな影響を受ける問題に対して、若い世代の当事者が声を届ける制度や方法が限られていることに対して危機感を抱き、若者の政治参加に関する団体に 18 歳の時に参加し、活動が続けています。

3 年前に自分が立候補届けを出しに行った時、立候補を予定していた人たちのほとんどは、自分の親よりも年上で、祖父母よりも年齢の高い 80 歳以上の方でした。そのような環境に入った時に、ここに 10 代や 20 代がいて感じている生きづらさや問題意識を代弁できる当事者がいないことを再認識しました。

議会の中に欠けている若者ならではの視点や、議員にその声を拾う姿勢がないと届かない、若者の声や社会課題。自分が立候補できたら届けられる声が、確かにあるとその時に感じました。より多様な市民が政治に関わる権利を、法律が制限しているという不条理さに、悔しさを感じたことを覚えています。

私は、被選挙権年齢を満たしていなかったため立候補届けは受理されませんでした。そして、候補者の数が定数と同じだったために無投票になり、選挙すら行われませんでした。もし 18 歳に被選挙権があれば、私が立候補できていたことで選挙は行われていました。

選挙は、立候補者が自分たちの代表に相応しいかどうかを自分たちの手で選べる、民主主義にとってとても重要な営みです。若者は政治家に相応しくないという理由で立候補の権利が奪われていますが、そもそも、政治家に相応しいかどうかを判断するためにあるのが選挙です。私は年齢だけを理由に立候補できず、その結果として選挙自体が行われませんでした。これは、有権者が候補者を判断し、選ぶ機会が制度によって失われたということです。政治家として相応しいかどうかを国民が決めるはずの制度が、年齢を理由にその判断の機会を奪っていることに、私は大きな矛盾を感じます。

私が京都で活動している気候変動に関する団体では、京都市の気候変動対策の計画の改定に向けて様々な活動を行ってきました。しかし、市民の声を聞いた

めの公的な機会は一度しか設定されず、1.5 度目標には不十分なまま計画が改定され、議会で採択されてしまいました。何も変えられなかったという無力感と悔しさに包まれた時、「もし被選挙権が 18 歳から認められていたら」という思いを持たずにはられません。

被選挙権は基本的人権であるのにも関わらず、国の答弁であったような「一定の社会経験や知識」といった曖昧な定義によって、若者たちは何十年にもわたって、若い世代の代表になる権利も、同世代の代弁者を選挙で選ぶ権利も侵害されてきました。気候変動だけでなく、再稼働する原子力発電所や武器輸出規制の緩和など、私たちの将来に直結することが私たち抜きで議論されていく中で、自分たちのことを自分たちで決めるという国民主権の前提が奪われていることを強く感じます。そして、それを当然のものとするこの制度の不条理さに怒りを覚えます。

地裁判決は被選挙権年齢に関して、国会の裁量で決めてよいとしました。しかし、私たち当事者は、議員となってこの法律を変えることすら、制度によって阻まれています。若者は人口においても少数であり影響力が少ない上に、この被選挙権に象徴されるような「若者は未熟である」という若者差別の中に生きているマイノリティであると言えます。

権利を得るための権利すら、私たちに与えられていない状況を肯定する判決は、少数者の権利を守る最後の砦としての裁判所の役割を、放棄した判決だと思っています。2 年間、私たちが問い続けたことに向き合わずに判決を下した地裁に納得ができず、私たちはいま改めて高裁で問うています。

裁判官の方々、憲法や国民主権と照らし合わせた時に、私たちに被選挙権は保障されていないのでしょうか。「一定の社会経験や知識」という曖昧な表現で権利を与えない合理的な理由はあるのでしょうか。選挙権を持っている成人の私たちが、立候補する権利がないことが正当だとは私は思えません。国や地裁が向き合わなかった民主主義の前提となるこれらの問いに、正面から向き合っているだけであることを願っています。

以上